

平成18年6月28日

榊原悟志様

安城市長 神谷 学



公文書開示決定通知書

平成18年6月16日付けで開示請求のありました公文書については、安城市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

|             |                             |   |
|-------------|-----------------------------|---|
| 請求に係る公文書の名称 |                             | 成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書<br>①要綱、内規等 ②平成18年度予算（対象予定業務、想定件数、金額等） ③平成17年度の実績（件数及び費用） |
| 決定の内容       |                             | 全部開示  |
| 開示をする日時及び場所 |                             | <del>平成 年 月 日（ ） 午 時 分</del><br>郵送  |
| 理由の提示等      | 開示しないこととする部分                | <del>（この欄は斜線が入っています）</del>  |
|             | 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 |   |
|             | 開示が可能となる時期                  |   |
| 担当課         |                             | 保健福祉部 高齢福祉課・障害援護課<br>電話番号 76-1111(代)（内線）2283・2154                                     |

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。
- 3 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（被告を代表する者は市長）、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

お 知 ら せ

あなたは、公文書の写しの交付（郵送・返信用切手同封）による開示を希望されたので、下記の金額を別添の納付書により納付してください。入金を確認した後、当該公文書の写しを郵送します。

記

|              |             |
|--------------|-------------|
| 写しの作成に要する手数料 | 50円（10円×5枚） |
|--------------|-------------|

〒 446-8501 安城市桜町18番23号

連絡先 安城市保健福祉部高齢福祉課 岡田  
電話番号 76-1111(代) 内線 2283

18.6.28